

利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という。）には、城西国際大学（以下、「本学」という。）が提供する登録販売者育成プログラム（以下、「本プログラム」という。）の利用にあたり、本プログラムを利用する皆様に遵守していただくかなければならない事項等が定められております。本プログラムをお申込みされる場合には、必ず全文をお読みくださいますようお願いいたします。

（適用）

- 第1条 本規約は、本プログラムの利用に関する本学と本プログラムの利用者（以下、「受講者」という。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本学と受講者との間の本プログラムの利用に関する一切の關係に適用される。
- 2 本学がウェブサイト等で随時掲載する本プログラムに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとする。

（定義）

- 第2条 本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。
- (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利について登録等を出願する権利を含む）を意味する。
- (2) 「本学ウェブサイト」とは、そのドメインが「ac.jp」である本学が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず本学のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む）を意味する。

（登録）

- 第3条 本プログラムの利用を希望する者（以下、「受講希望者」という。）は、本規約を遵守することに同意し、本学の定める一定の情報（以下、「登録情報」という。）を本学の定める方法で提供することにより、本プログラムの利用登録を申請することができる。
- 2 本学は、前項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがある。
- (1) 本学に提供された登録情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合。
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合。
- (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下、「反社会的勢力」という。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っているとは本学が判断した場合。

(4) その他、本学が登録を適当でないとは判断した場合。

- 3 本学は受講希望者の登録の可否を判断し、本学が登録を認める場合には、その旨を受講希望者に通知する。その後、受講希望者からの入金確認をもって受講者として登録を完了し、本規約の諸規定に従った本プログラムの利用にかかる契約（以下、「利用契約」という。）が受講者と本学の間で成立する。
- 4 受講者は、登録情報に変更があった場合には、遅滞なく本学の定める方法により、当該変更事項を本学に通知し、本学から要求された変更情報の提供又は資料を提出するものとする。

(本プログラムの利用)

第4条 受講者は、利用契約の有効期間中、本規約、受講方法その他の名称の如何を問わず本学のウェブサイトに記載される条件に従って、本学の定める方法に従い、本プログラムを利用することができる。

(受講料金及び支払方法)

- 第5条 受講希望者は、本プログラム利用の対価として、別途定める利用料金（以下、「受講料金」という。）を負担するものとする。
- 2 受講希望者は、受講料金を指定された期日までに本学の指定する方法で本学に支払うものとする。振込手数料その他支払いに必要な費用は受講希望者の負担とする。
 - 3 受講用パスワード及びユーザーID 交付後にキャンセルの申し出があった場合には、受講者の支払った受講料金の返金を行わない。
 - 4 受講希望者の支払った受講料金について、受講用パスワード及びユーザーID 交付前までにキャンセルの申し出があった場合には、本学の指定する方法で、受講希望者の支払った受講料金を返金する。

(受講用パスワード及びユーザーID の管理)

- 第6条 受講者は、自己の責任において、パスワード及びユーザーID を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとする。
- 2 パスワード又はユーザーID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は受講者が負うものとし、本学は一切の責任を負わない。
 - 3 受講者は、パスワード又はユーザーID が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を本学に通知するとともに、本学からの指示に従うものとする。

(禁止行為)

- 第7条 受講者は、本プログラムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- (1) 本学又は本プログラムの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為。

- (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為。
 - (3) 本プログラムの運営を妨害するおそれがあると合理的に認められる行為。
 - (4) 本学の許可なく、本プログラムの内容の録音、録画、その他の記録又は保存を行う行為。
 - (5) その他、本学が不適切と合理的に判断する行為。
- 2 本学は、本プログラムにおける受講者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると本学が合理的に判断した場合には、受講者に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとする。本学は、本項に基づき本学が行った措置に基づき受講者に生じた損害について一切の責任を負わない。

(本プログラムの停止等)

- 第8条 本学は、以下のいずれかに該当する場合には、受講者に事前に通知することなく、本プログラムの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。
- (1) 本プログラムに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合。
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本プログラムの運営ができなくなった場合。
 - (4) 本学が利用する外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本プログラムとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合。
 - (5) その他、本学が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合。
- 2 本学は、本学の合理的な判断により、本プログラムの提供を終了することができる。この場合、本学は受講者に事前に通知するものとする。
- 3 本学は、本条に基づき本学が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負わない。

(設備の負担等)

- 第9条 本プログラムの提供を受けるために必要なコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持に関する費用と責任は、受講者が負うものとする。
- 2 受講者は自己の利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとする。
- 3 受講者は、本プログラムの利用開始に際し又は本プログラムの利用中に、本学ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を受講者のコンピューター等にインストールする場合には、受講者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとする。

(権利帰属)

第10条 本学ウェブサイト及び本プログラムに関する所有権及び知的財産権は全て本学又は本学にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本プログラムの利用許諾は、本学ウェブサイト又は本プログラムに関する本学又は本学にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではない。

2 本学ウェブサイト又は本プログラムにおいて、受講者が投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他のデータについては、本学において、本プログラムの向上と発展に必要な範囲で、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとする。

（登録取消等）

第11条 本学は、受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該受講者について本プログラムの利用を一時的に停止し、又は受講者としての登録を取り消すことができる。なお、登録が取り消された場合であっても、受講者の支払った受講料金の返金を行わない。

(1) 本規約、「受講方法」その他の如何を問わず本学ウェブサイトに記載される条件のいずれかの条項に違反した場合。

(2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合。

(3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合。

(4) 第3条第2項各号に該当する場合。

(5) その他、本学が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合。

2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、受講者は、本学に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに本学に対して全ての債務の支払を行わなければならない。

3 本学及び受講者は、本学所定の方法で相手方に通知することにより、受講者の登録を取り消すことができる。なお、受講者による取消しについては、第5条第3項から第4項までの規定に従うものとする。

4 本学は、本条に基づき本学が行った行為により受講者に生じた損害について一切の責任を負わない。

（保証の否認及び免責）

第12条 本学は、本プログラムの内容につき如何なる保証も行わないものではない。本プログラムは現状有姿で提供されるものであり、本学は本プログラムについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証しない。

2 受講者が本学から直接又は間接に、本プログラム、本学ウェブサイトに関する何らかの情報を得た場合であっても、本学は登録ユーザーに対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わない。

3 受講者は、本プログラムを利用することが、受講者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、本学は、受講者による本プログラムの利用が、受講者に適用のある法令、業界団体の内部規則等

に適合することを何ら保証するものではない。

- 4 本プログラム又は本学ウェブサイトに関連して受講者と他の受講者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、受講者の責任において処理及び解決するものとし、本学の責に帰すべき場合を除き、本学はかかる事項について一切の責任を負わない。
- 5 本学は、本学による本プログラムの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、受講者のメッセージ又は情報の削除又は消失、受講者の登録の取消、本プログラムの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本プログラムに関連して受講者が被った損害につき、本学の責めに帰すべき場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとする。
- 6 本学ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本学ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、本学は、本学ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、本学の責めに帰すべき場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 7 消費者契約法その他の強行法規の適用その他何らかの理由により、本学が受講者に対して損害賠償責任を負う場合においても、本学の賠償責任は、受講者が本プログラムを受講した日又は、受講可能であった最終日から半年間に損害の事由が生じた場合に限るものとし、受講者から現実に受領した本プログラムの利用料金の総額を上限とする。

(受講者の賠償等の責任)

第13条 受講者は、本規約に違反することにより、又は本プログラムの利用に関連して本学に損害を与えた場合、本学に対しその損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第14条 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本プログラムに関連して、受講者が、本学より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、本学の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。ただし、次の各号に該当する場合には、秘密情報から除外するものとする。

- (1) 本学から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの。
- (2) 本学から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの。
- (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの。
- (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの。
- (5) 本学から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの。

- 2 受講者は、秘密情報を本プログラムの利用の目的のみに利用するとともに、本学の書面による承諾なしに第三者に本学の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。
- 3 第2項の定めにと拘わらず、受講者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求又は要請があ

った場合、速やかにその旨を本学に通知しなければならない。

- 4 受講者は、本学から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、本学の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければならない。

(利用者情報の取扱い)

第15条 本学による受講者の利用者情報の取扱いについては、別途定める本学の個人情報保護方針 (<https://www.jiu.ac.jp/privacy-policy/>) の定めによるものとし、受講者はこの個人情報保護方針に従って本学が登録ユーザーの個人情報を取扱うことについて同意するものとする。

- 2 本学は、受講者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、本学の裁量で、利用及び公開することができるものとし、受講者はこれに異議を述べないものとする。

(有効期間)

第16条 利用契約は、受講者について第3条に基づく登録が完了した日から、当該受講者の登録が取り消された日又は本プログラムの提供期間の末日のいずれか早い日まで、本学と受講者との間で有効に存続するものとする。

(本規約等の変更)

第17条 本学は、本プログラムの内容を自由に変更できるものとする。

- 2 本学は、本規約（本学ウェブサイトに掲載する本プログラムに関するルール、諸規定等を含む。以下、本項において同じ。）を変更できるものとする。本学は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに本学所定の方法で告知するものとする。告知された効力発生時期以降に受講者が本プログラムを利用した場合又は本学の定める期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、受講者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

(連絡・通知)

第18条 本プログラムに関する問い合わせその他受講者から本学に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他本学から受講者に対する連絡又は通知は、本学の定める方法で行うものとする。

(本規約の譲渡等)

第19条 受講者は、本学の事前承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

- 2 本学は本プログラムにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに受講者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、受講者は、かかる譲渡

につき本項において予め同意したものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

(分離可能性)

第20条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本学及び受講者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

(存続規定)

第21条 第5条（未払がある場合に限る。）、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条、第10条、第11条第2項及び第4項、第12条から第15条まで、並びに第19条から第22条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとする。ただし、第14条については、利用契約終了後1年間に限り存続するものとする。

(合意管轄及び準拠法)

第22条 準拠法及び管轄裁判所本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第23条 本学及び受講者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

【作成日：2024年1月11日】